

児童福祉施設等の指導監査における指摘事例

〔利用者に対する適切な処遇・児童福祉施設（保育所）〕

※法令等略語

児童福祉施設基準条例

- ・・・「宇都宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」

保育指針

- ・・・「保育所保育指針」(平 29.3.31 厚生労働省告示第 117 号)  
(※下記，根拠・参考については，改定後を適用)

食品の安全確保等について

- ・・・「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」(平 20.3.7 雇児発第 0307001 号・社援基発第 0307001 号・障企発第 0307001 号・老計発第 0307001 号)

- 全体的な計画を編成していない。

根拠・参考：「保育指針」第 1 章 3-(1)

指導：各保育所の保育の方針や目標に基づき，子どもの発達過程を踏まえて，保育の内容が組織的・計画的に構成され，保育所の生活の全体を通して，総合的に展開されるよう作成すること。また，子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成すること。

- 3 歳未満児の個別的な計画を作成していない。

根拠・参考：「保育指針」第 1 章 3-(2)-イ- (ア)

指導：一人一人の子どもの成育歴，心身の発達，活動の実態等に即して，個別的な計画を作成すること。

- 保健計画を作成していない。

根拠・参考：「保育指針」第 3 章 1-(2)-ア

指導：子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し，全職員がそのねらいや内容を踏まえ，一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。

- 食育計画を作成していない。

根拠・参考：「保育指針」第3章2-(1)-ウ

指導：乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。

○ 保育中に体調不良や傷害が発生した場合に、保護者連絡や処置についての記録が整備されていない。

根拠・参考：「保育指針」第3章1-(3)-ア

指導：保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その児童の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、嘱託医等と相談し、適切な処置を行うこと。状態の変化や処置を明確にするため、記録を整備すること。

○ 午前のおやつや延長保育時のおやつ、離乳食について、検食を実施していない。

根拠・参考：「食品の安全確保等について」

指導：検食を食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられた場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること。

○ 検食簿の記載内容について、実施時間や検食実施者が漏れている。

指導：検食簿について、食事提供前に検食が適切に行われたことがわかるよう、実施時間や実施者について適切に記載すること。

○ アレルギー除去食の実施について、医師からの指示書や保護者からの同意書の提出を受けていない。

根拠・参考：「保育指針」第3章2-(2)-ウ

指導：保護者や施設の判断のみで除去食が実施されることがないように、子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。

○ 定期健康診断を受診していない児童がいる。

根拠・参考：「児童福祉施設基準条例」第15条第1項

指導：定期健康診断について、少なくとも1年に2回の定期健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じ行わなければならないとの規定に従い、実施当日に欠席等の事由により受診しなかった児童についても、適切に受診を促し、結果の記録を保管整備すること。

○ 与薬について、与薬依頼票が整備されていない。保管・管理方法が不十分である。

(主な項目)

・座薬を預かる際に、医師からの診断書の提出を受けていない。

- ・園児の手の届く場所に保管しており，誤飲のおそれがある。

根拠・参考：「保育指針」第3章1-(3)

「保育指針解説」第3章1-(3)-⑤

指導：薬（座薬を含む）を与える場合は，医師の診断及び指示による薬に限定し，医師名，薬の種類，服用方法等を具体的に記載した与薬依頼票を持参させること。また，預かった薬は，誤って服用しないよう施錠できる場所に保管する等，管理を徹底すること。

- 薬品の管理が不十分である。

（主な項目）

- ・薬品の期限が切れているものがある。

根拠・参考：「保育指針」第3章1-(3)

「保育指針解説」第3章1-(3)-④

指導：救急用の薬品や，包帯など応急処置用品を常備し，全職員が適切な使用法を習熟しておくこと。

- 乳幼児突然死症候群対策が不十分である。

根拠・参考：「保育指針」第3章1-(3)

「保育指針解説」第3章1-(3)-⑨

指導：発症に備え，寝かせ方に配慮し，安全な睡眠環境を整えること。記録簿等を整備し，日付・時間・記録者等の項目を設け適切に記録し，保管すること。

- 園外保育時の安全対策が不十分である。

（主な項目）

- ・遠足以外の園外保育に関する記録が整備されていない。
- ・緊急時の連絡体制が未整備。

根拠・参考：「保育指針」第3章3-(2)-ア

「保育指針解説」第3章3-(2)-ア

指導：施設外の安全点検に努めると共に，安全対策のため全職員の共通理解や体制づくりを図ること。日常的に利用する散歩の経路や公園等についても，行先・児童数・引率職員名，異常や危険性の有無，工事箇所や交通量等含め点検し，記録を付ける等，情報を共有化し，事故防止に努めること。

- 防犯のための訓練を実施していない。

根拠・参考：「保育指針」第3章3-(2)-ウ

指導：施設外部からの不審者等の侵入に備え，緊急対応マニュアルを作成するとともに，

侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。また、危険箇所の点検簿や避難訓練実施記録簿等を整備し、適切に記録を残す等、職員体制の確保や職員間での共通理解に努めること。